一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年十月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年十月六日まで

○京都府公安委員会告示第九十八号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和八年七月三日

京都府公安委員会委員長　池坊　由紀

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年十月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年十月六日まで

○大阪府公安委員会告示第二百九十号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和八年七月三日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年十月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年十月六日まで

○兵庫県公安委員会告示第百三十三号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和八年七月三日

兵庫県公安委員会委員長　髙見澤惠美子

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年十月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年十月六日まで

○島根県公安委員会告示第十四号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和八年七月三日

島根県公安委員会委員長　錦田　剛志

二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年十月六日まで

○鳥取県公安委員会告示第五十五号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和八年七月三日

鳥取県公安委員会委員長　久本　雅義

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年十月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年十月六日まで

○岡山県公安委員会告示第七十八号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和八年七月三日

岡山県公安委員会委員長　大土　弘

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年十月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年十月六日まで

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年十月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年十月六日まで